

地 盤 沈 下

## 1. 工業用水法による規制

### (1) 対象となる井戸

下記の条件の全てに該当する井戸を対象とする。

- ・工業の用に供するもの
- ・動力を用いて地下水を採取するもの
- ・揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるものは合計の断面積）が6cm<sup>2</sup>を超えるもの  
河川法が適用又は準用される河川区域内の井戸は除く。

### (2) 指定地域

図面で示される地域

### (3) 許可の基準

地 域		揚水機の吐出口の断面積 (cm <sup>2</sup> )	ストレーナーの位置 (地表面下 m)
イ	内部川及び内部川との分岐点以東 の鈴鹿川以北の地域	21 以下	100 以深
		21 をこえ 46 以下	230 以深
ロ	イに掲げる地域以外の地域	21 以下	50 以深
		21 をこえ 46 以下	150 以深

## 2. 三重県生活環境の保全に関する条例による規制

### (1) 対象となる揚水設備

下記の条件に全て該当する揚水設備を対象とする。

- ・動力を用いて地下水を採取するもの
- ・動力を用いて地下水を採取するもの
- ・揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるものは合計の断面積）が6cm<sup>2</sup>を超えるもの  
河川法が適用又は準用される河川区域内の井戸は除く。  
工業用水法が適用される井戸は除く。  
家庭の用に供するものを除く。

### (2) 揚水設備の設置に許可が必要な地域

図面（22 ページ）で示される第1号地域と第2号地域

- ・第1号地域...地盤が著しく沈下し、若しくは沈下するおそれがある地域
- ・第2号地域...地盤が沈下し、若しくは沈下するおそれがある地域、若しくは第1号地域の地盤の沈下に影響を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある地域

### (3) 揚水設備の設置に届出が必要な地域

第1号地域及び第2号地域以外の地域

### (4) 許可の基準

下記の基準を満たしていることを条件とする。

- ・ストレーナーの位置...地下 10m 以浅
- ・吐出口の断面積...19cm<sup>2</sup> 以下
- ・原動機の定格出力...2.2kW 以下
- ・工場等の総揚水量...350m<sup>3</sup>/日以下
- ・水量測定器を設置する

(5) 既設の揚水設備

昭和 50 年 5 月 30 日までに届け出たものは、別に定める日までに許可を受けたものとみなす。吐出口の断面積が 19cm<sup>2</sup> 以上の揚水設備には水量測定器を設置すること。また、第 1 号地域内の基準非適合の揚水設備は、昭和 52 年 4 月 1 日以後、1 日当たりの総揚水量を 80% に削減すること。

次のいずれかに該当する揚水設備にあっては削減対象外とするが、節水に努めること。

- ・ ストレーナーの位置が 10m 以浅のもの
- ・ 地下水の使用用途が、農業、水産養殖業、水道業であるもの
- ・ 総揚水量が 350m<sup>3</sup>/日未満のもの

(6) 許可の取り消し等

揚水設備が次の各号の一に該当するときは、地下水の揚水を禁止し、制限し、必要な措置をとることを命じ、又は許可が取り消されることがある。

- ・ 許可基準に適合しなくなったとき
- ・ 許可条件に違反したとき
- ・ 虚偽又は不正な方法により許可を受けたとき
- ・ 揚水量の 20% 削減違反

(7) 揚水量の削減勧告および地下水利用の合理化

地盤沈下を防止するために必要と認めるときには、削減勧告を行うこととする。

(8) 許可を受けた揚水設備の変更

許可された揚水設備を変更する場合には変更許可が必要となる場合がある。

(a) 許可を必要とする場合（変更許可基準は、既設であっても新設許可基準が適用されます）

- ・ 揚水器の吐出口の断面積
- ・ 原動機の定格出力
- ・ 総揚水量
- ・ ストレーナーの位置
- ・ 地下水の使用用途の変更

(b) 届出だけでよい場合

- ・ 揚水の吐出口の断面積
- ・ 原動機の定格出力
- ・ 総揚水量

(9) 揚水量の測定記録および報告

日々の揚水量および水位などを測定記録し、3 年間保存すること。

毎年度終了後 30 日以内（毎年 4 月 30 日まで）に揚水量を報告すること。

(10) 水量測定器

(4)および(5)でいう水量測定器は以下のとおり。

1. 接線流羽根車式水道メーター
2. 軸流羽根車式水道メーター
3. 円盤型水道メーター
4. ロータリーピストン型メーター
5. ピストン型水道メーター
6. ローター型水道メーター

7. 1.～6.に掲げる水道メーターが複合して構造上一体となっているもの
8. 1.～7.に掲げる水道メーターが副管により統合されているもの
9. その他、知事が認めた水量測定法

## 揚水規制地域

- 一 第一号地域 四日市市のうち海蔵川以北で近畿日本鉄道名古屋線以東の区域、桑名市のうち県道福島深谷線（旧一般国道二百五十八号線）との交会点以北の一般国道二百五十八号線、その交会点から近畿日本鉄道名古屋線までの県道福島深谷線（旧一般国道二百五十八号線）及びその交会点以南の近畿日本鉄道名古屋線以東の区域、桑名郡多度町のうち一般国道二百五十八号線以東の区域、桑名郡長島町、桑名郡木曾岬町並びに三重郡朝日町及び三重郡川越町のうち近畿日本鉄道名古屋線以東の区域
- 二 第二号地域 四日市市のうち市道山分広永線との交会点以東の市道伊坂広永線、その交会点から県道四日市多度線との交会点までの市道山分広永線、その交会点から市道大矢知松寺線との交会点までの県道四日市多度線、その交会点から県道四日市員弁線との交会点までの市道大矢知松寺線、その交会点から市道別名七号線との交会点までの県道四日市員弁線、その交会点から市道別名六号線の交会点までの市道別名七号線、その交会点から市道三重橋垂坂線との交会点までの市道別名六号線、その交会点から市道西阿倉川十九号線との交会点までの市道三重橋垂坂線、その交会点から市道東坂部三ツ谷線との交会点までの市道西阿倉川十九号線、その交会点から市道小杉三十号線との交会点までの市道東坂部三ツ谷線、その交会点から海蔵川との交会点までの市道小杉三十号線、その交会点から県道四日市鈴鹿環状線との交会点までの海蔵川、その交会点より市道ときわ四郷線との交会点までの県道四日市鈴鹿環状線、その交会点から鹿化川との交会点までの市道ときわ四郷線、その交会点から市道日永八郷線との交会点までの鹿化川、その交会点から県道宮妻峡線との交会点までの市道日永八郷線、その交会点から近畿日本鉄道内部線との交会点までの県道宮妻峡線、その交会点から県道三畑四日市線との交会点までの近畿日本鉄道内部線、その交会点から一般国道一号線との交会点までの県道三畑四日市線、その交会点から内部川との交会点までの一般国道一号線、その交会点から県道四日市鈴鹿線との交会点までの内部川及びその交会点以南の県道四日市鈴鹿線以東の区域（第一号地域の区域を除く。）、桑名市のうち近畿日本鉄道養老線以東の区域（第一号地域の区域を除く。）、桑名郡多度町のうち近畿日本鉄道養老線以東の区域（第一号地域の区域を除く。）、三重郡楠町、三重郡朝日町のうち町道三ノ七号線との交会点以北の東海旅客鉄道関西本線、その交会点から県道四日市朝明線との交会点までの町道三ノ七号線、その交会点から町道四ノ十九号線との交会点までの県道四日市朝明線及びその交会点以西の町道四ノ十九号線以南の区域（第一号地域の区域を除く。）並びに三重郡川越町（第一号地域の区域を除く。）の区域

工業用水法及び三重県生活環境の保全に関する条例に基づく規制地域図

